裁判へのご支援・ご協力を!
2016年05月20日　90号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ファックス　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

「新・人間裁判」第二次提訴記念・生活保護学習会に１３２人が参加し大成功！

５月１５日（日）、「新・人間裁判」第二次提訴記念の生活保護学習会が行なわれ、立教大学の木下武徳教授が昨年秋に実施した生活保護利用者実態アンケートから、原告 123 人のまとめを報告しました。

金銭的理由から食事、入浴、レジャー、社会参加を控え、健康面、文化面で全国より影響深刻

木下先生は９０分の時間いっぱい使って、アンケートの全項目について、全国統計との違いも示しながら報告しました。

特徴として、

- 生保だけの収入の世帯は２９％で、８１％は給与収入、年金収入がある。
- 生保利用のきっかけは、多くが「病気」。
- 食事の回数を減らしている、食痔内容の粗末さ、入浴回数が少ない等は、「健康な生活」に支障を来している。
- 親戚、地域の人達との人間関係の希薄さは、「人間らしい生活」に支障を来している。
- 偏見（に基くバッシング）と“恥”の観念が、人間関係の希薄さに拍車をかけている。
- 何事にも金銭的な余裕がない。「文化的なくらし」に支障がある。
- 持物の普及率は全国と変わらない。

と指摘しました。

開会で「２５条集会」の様子が報告され、閉会で４つの行動提起がされました

開会の挨拶で細川久美子原告世話人代表は、５・１２「２５条集会」in日比谷野音にふれ、「全国から３５００人が集まり、生保基準引き下げ訴訟では東京の障害を持つ原告が訴えました。生存権保障を求める声が各分野に広がっているのを感じました。裁判は新しい段階に進みます。お互いの状況を理解し、励まし合って闘って行きましょう」と呼びかけました。

第２次原告を代表して、新たに原告に加わった伊藤勇人さん（５３才・道本部班）が決意表明をしました（次号で紹介します）。閉会の挨拶に立った三浦誠一「生活保護制度を良くする会」事務責任者は、①２０１５年４月の引き下げに対する第３次訴訟も行うので積極的に参加しましょう、②広く裁判を知らせて行くために、各地で保護費支給日宣伝、毎月の中心街での共同宣伝を成功させよう、③要求にもとづく多彩な運動、生保では資産調査の学習会にとりくみ、不安を取り除き、対処方法を確認しましょう、④級地の見直しを政府交渉で迫ります。地元でも要望書を提出しましょう、と行動提起をしました。